

議員提出議案第21号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年6月27日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
23番	佐藤ゆうだい	24番	米山真吾
29番	上村やす子	30番	向江すみえ
31番	三小田准一	32番	中村しんご
34番	牛山正	35番	荒井彰一
37番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を正式に認め5人の帰国が実現したが、それ以降拉致問題は全く進展していない。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者の苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は、計り知れないものがある。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外にも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在している。

しかし、平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

こうした状況下、昨年末には日本人拉致の総責任者であった金正日総書記が死去し、北朝鮮政権は新体制となった。

この機会に、2002年の日朝平壤宣言、2005年の6か国協議での共同声明に立ち返り、北朝鮮の新政権が国際社会の責任ある一員としての道を進めるよう働きかけ、今こそ拉致問題解決に向けた実質的交渉を引き出すことが重要となっている。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

よって、本区議会は政府に対し、北朝鮮の新体制化をきっかけとして、すべての拉致問

題を早期に解決するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。